

おふたりの想いを **形** にします



パートナーシップ宣誓書受領証

大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。



©2014 大阪府もずやん

様
様

令和 年 月 日
大阪府知事

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

おふたりが、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、
大阪府として公に証明する制度です。

大阪府では、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、
全ての人自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。

※大阪府の制度では一方または双方が性的マイノリティのカップルを対象としています

性的指向・
性自認って
何？

性的指向：恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか

性自認：自分の性をどのように認識しているか

性的指向や性自認がはっきりしない人、持たない人もいます。



©2014 大阪府もずやん

予約
受付

大阪府 府民文化部 人権局 人権企画課 教育・啓発グループ

電話

06-6210-9281

受付時間

平日午前9時から午後6時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

メール

partnership@gbox.pref.osaka.lg.jp

F A X

06-6210-9286

大阪府 パートナーシップ宣誓証明制度

検索



※予約は希望日の3開庁日前まで

大阪府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市、貝塚市において同様の制度が実施されています。（令和2年11月末現在）詳しくは、上記までお問い合わせください。

大阪府